

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成17年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月30日から同年12月1日まで

私は、平成16年11月17日から18年3月31日までA事業所に継続して勤務し、16年11月17日から厚生年金保険に加入していたが、17年12月1日からB共済組合に加入することとなった。このため、厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、資格喪失日を同年11月30日とされており、同年11月が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、厚生年金保険の資格喪失日を同年12月1日と訂正し、同年11月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及びA事業所から提出された給与支給明細から、申立人が申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としているが、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における申立人の資格喪失日が平成17年11月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を

還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年7月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月22日から同年8月1日まで

私は、昭和49年4月26日にB社に入社以後、平成22年6月20日にC社を退職するまで、C社グループに36年間、継続して勤務していた。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録では、5年7月21日付けでD社からA社に転勤した時の1か月について、厚生年金保険が未加入の期間となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が、申立人について、昭和49年4月26日から平成22年6月20日までの期間、同社グループ会社内で継続して勤務していた事実に相違ない旨を証明していること、及び同社が保管する申立人に係る人事カードの記録から判断すると、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事カードの記録によると、平成5年7月21日付けでD社からA社に副主事として出向となっており、申立期間においてA社に勤務していたことが認められることから、同社における資格取得日をD社における資格喪失日と同日の同年7月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、「申立期間当時の事務担当者は在職しておらず、当時の資料も保管してい

ないが、厚生年金保険料を納付していた。」旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から47年1月12日まで  
私がA社に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和46年9月1日から同年10月31日までの期間及び47年1月12日から同年6月8日までの期間とされているが、同社に2度入社したことはないので、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に2度入社したことはないとし、申立期間において同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険被保険者記録は、厚生年金保険被保険者記録と符合している。

また、A社は、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について不明であると回答している上、オンライン記録において、申立期間及び申立期間前後に同社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる当時の同僚17人に照会し、回答の得られた11人から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述は得られなかった。

さらに、資格取得日が昭和46年9月1日、資格喪失日が同年10月31日となっているA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、同年11月18日に健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。